

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	県営土地改良事業の目的外用途使用者等の特別徴収		
根拠法令 及び条項	土地改良法 第 9 1 条の 2 第 1 項		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金） 第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、 都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三 第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府 県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行 に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地 を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下 この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした 場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供 するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、 その者から、特別徴収金を徴収することができる。		
処分基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽
くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め
を処分基準の内容欄に記載すること。